

第70号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)」に改め、同条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)」が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員」を「を経過したこと(当該育児休業をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第8条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第9条第1号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」を」に、「始め」を

「始め、」に、「第12条第2号」を「第12条第1号」に改め、同条第4号中「第12条第3号」を「第12条第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が」を削り、「にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第17条の表及び第18条の表中「922,000円」を「919,000円」に改める。

第28条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第29条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職

員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条の9第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（ただし、教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「（教職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子のある教職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第22条の7第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第9条第5号の規定により職員が申し出た計画は、施行日以後は、それぞれ第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第9条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第2条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第9条第2項又は第3項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、人事委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第22条の9第2項又は第3項の規定による請求を行おうとする教職員は、施行日前においても、教育委員会規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。